



參考資料

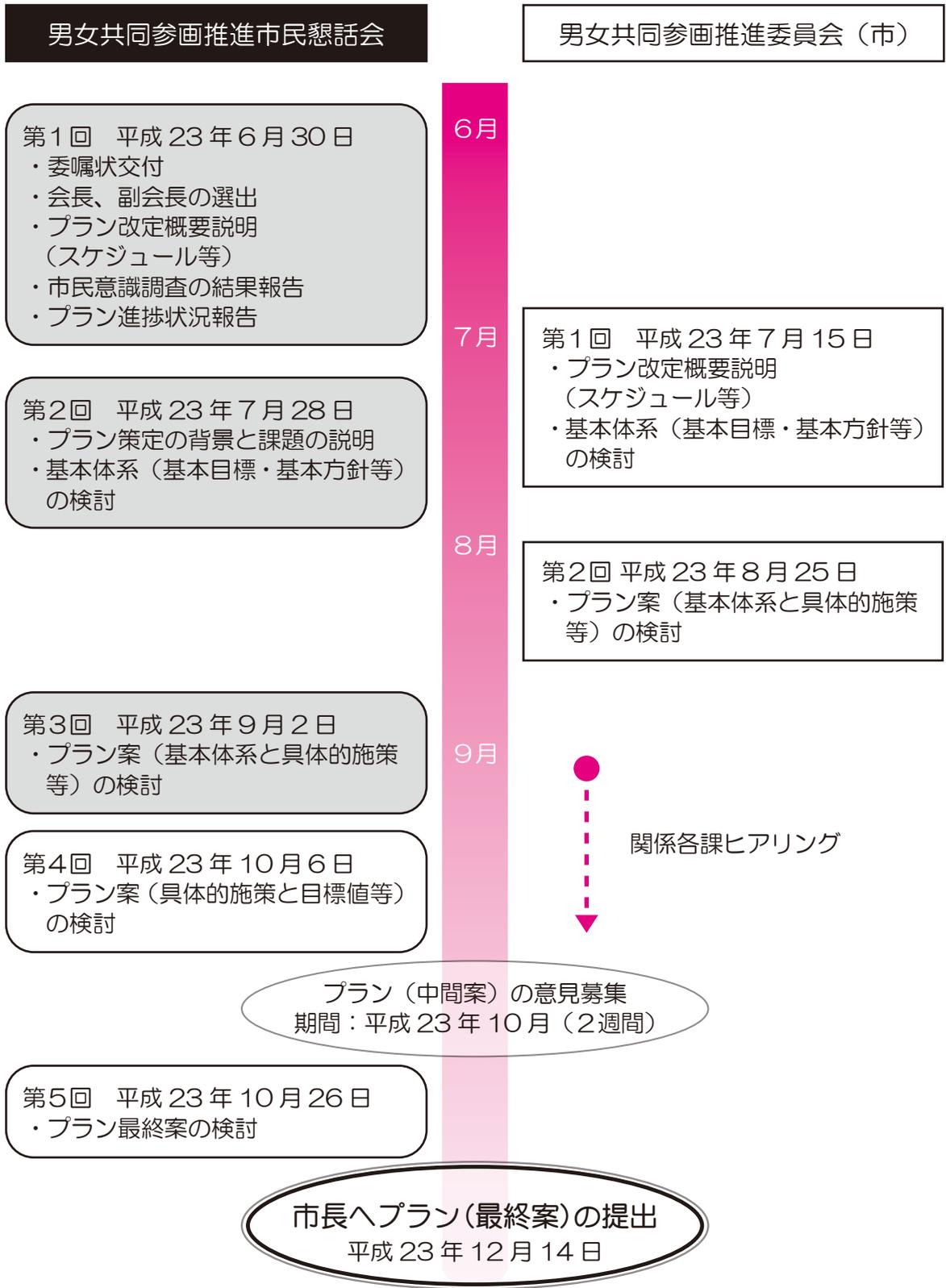
男女共同参画推進市民懇話会 委員名簿

役職名	所 属	氏 名	備 考
会 長	静岡文化芸術大学	森 俊 太	
副会長	こあら湖新楽交流会	跡 見 貞 子	
委 員	湖西市自治会連合会	森 為 禧	
	新居町婦人会	山下 美 恵 子	
	矢崎部品(株)	牧 野 雅 俊	男女共同参画社会づくり宣言事業所
	生活研究湖西 和み塾	鈴木 美 知 子	
	県立湖西高等学校	遠 藤 弘 美	
	NPO 法人 ポレポレ	神 谷 尚 世	
	公 募 市 民	木 下 純 男	
公 募 市 民	飯 田 宣 子		

男女共同参画推進委員会 委員名簿

役 職	所属部	委 員
委員 長		副 市 長
副委員 長	企 画 部	企 画 部 長
委 員	総 務 部	総 務 課 長
	企 画 部	企画政策課長
		市民協働課長
	健 康 福 祉 部	健康増進課長
		子育て支援課長
		長寿介護課長
		地域福祉課長
	市 民 経 済 部	商工観光課長
		農林水産課長
	都 市 整 備 部	都市計画課長
	教 育 委 員 会	社会教育課長
学校教育課長		

策定の経過



ひとひと 女と男プランこさい（改訂版）策定

事務局：市民協働課

関連法律・計画等

関連法律・計画等	説明
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念と、地方公共団体、国民の責務等について規定している。 参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html
第3次男女共同参画基本計画 (H23～H32)	男女共同参画社会基本法に基づき策定された国の計画。男女共同参画社会基本法施行後から10年間の反省をふまえ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するために定められた。 参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html
静岡県男女共同参画推進条例	県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層確実なものとするため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、県の基本的施策を示すとともに、県、県民、民間の団体の責務を明らかにしている。 参考：静岡県 http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/menu03.html
第2次静岡県男女共同参画基本計画 (H23～H32)	静岡県男女共同参画推進条例に基づき策定された計画。静岡県における男女共同参画社会実現に向けて基本的な静岡県の取組の方向を示している。 参考：静岡県 http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/dai2jikeikakusakutei.html
育児・介護休業法	正式には「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。 参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1q.pdf
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。地方公共団体や事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。 参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf
女子差別撤廃条約	昭和54年第34回国連総会で130か国の賛成を得て採択され、我が国は昭和60年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。 参考：外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html
DV防止法	正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 参考：内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/dv/dvhou.html
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年に施行され、平成9年6月に女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。 参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-29.pdf
ワーク・ライフ・バランス憲章	国の政労使トップで合意されたもので、国民的な取組の大きな方向性を示すもの。いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。 参考：内閣府 http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html